

茅ヶ崎市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託公募型プロポーザル 質問回答書

No	実施要領または 仕様書の該当ページ番号	質問	回答
1	仕様書 第 6 項(3) p.2	受注者が紹介した企業が複数年にわたって寄附を行う場合、2 年目以降の寄附についても委託料の対象となりますでしょうか。また、本委託期間終了後に当該企業から寄附があった場合の取り扱いはどのようになりますでしょうか。	2年目以降の寄附については、本契約期間内に、仕様書 4 (2)及び(3)に基づき、寄附見込企業としてリスト化された企業へ提案及び紹介を行った上で寄附を受けた場合は、委託料対象として取り扱います。契約期間外の寄附については、委託料対象にはなりません。
2	実施要領 第 12 項(3) p.4	提出書類の郵送方法について「配達記録が残る方法」とのご指定がありますが、レターパックプラス(追跡サービス付き・対面配達)での提出は認められますでしょうか。	認められます。
3	実施要領 第 16 項 p.6	契約締結にあたり、当社では企業版ふるさと納税に特化した契約書様式を使用しております。契約時に当社の契約書ひな型での締結、または協議は可能でしょうか。	当市の一般委託の契約約款と本業務の仕様書、本プロポーザル実施要領に基づいてご提出いただいた書類に加え、貴社の契約書のひな型を用いて協議し、契約書を作成します。
4	仕様書 第 4 項(2)(3) p.1	当社から寄附見込企業へ制度案内資料をお送りする際の封筒の準備・配送費用(貴市から当社へご提供いただく際の配送費を含む)について、ご負担いただくことは可能でしょうか。	封筒と封筒を貴社に提供する配送費については、当市にて負担することが可能です。
5	仕様書 第 4 項(3) p.1	当社がご案内した企業が、申出書を当社経由ではなく貴市へ直接提出した場合でも、当社の案内が契機であることを客観的に証明できれば、委託料の対象として協議いただけますでしょうか。	委託料の対象となるのは、あらかじめ双方で合意した「当該年度の寄附見込企業リスト」に基づき、受注者が当該年度内に具体的な提案・アプローチを行った企業に限ります。貴社がご案内した企業が、申出書を本市へ直接提出した場合であっても、それが当該年

			度の合意リストに掲載されている企業であり、かつ貴社の案内が契機であることが客観的に証明(アプローチ記録や提案書の提出等)できる場合は、委託料の対象といたします。
--	--	--	--